

SS業を取り巻く課題と 全石連の取組

2025年10月30日
全国石油商業組合連合会

目次

- | | |
|---------------------------------|--------|
| 1. SS過疎地問題について | P.3~5 |
| 2. SS過疎地の実例について(奈良県吉野郡下市町及び川上村) | P.6~8 |
| 3. 災害対応に関する全石連の取組について | P.9~16 |

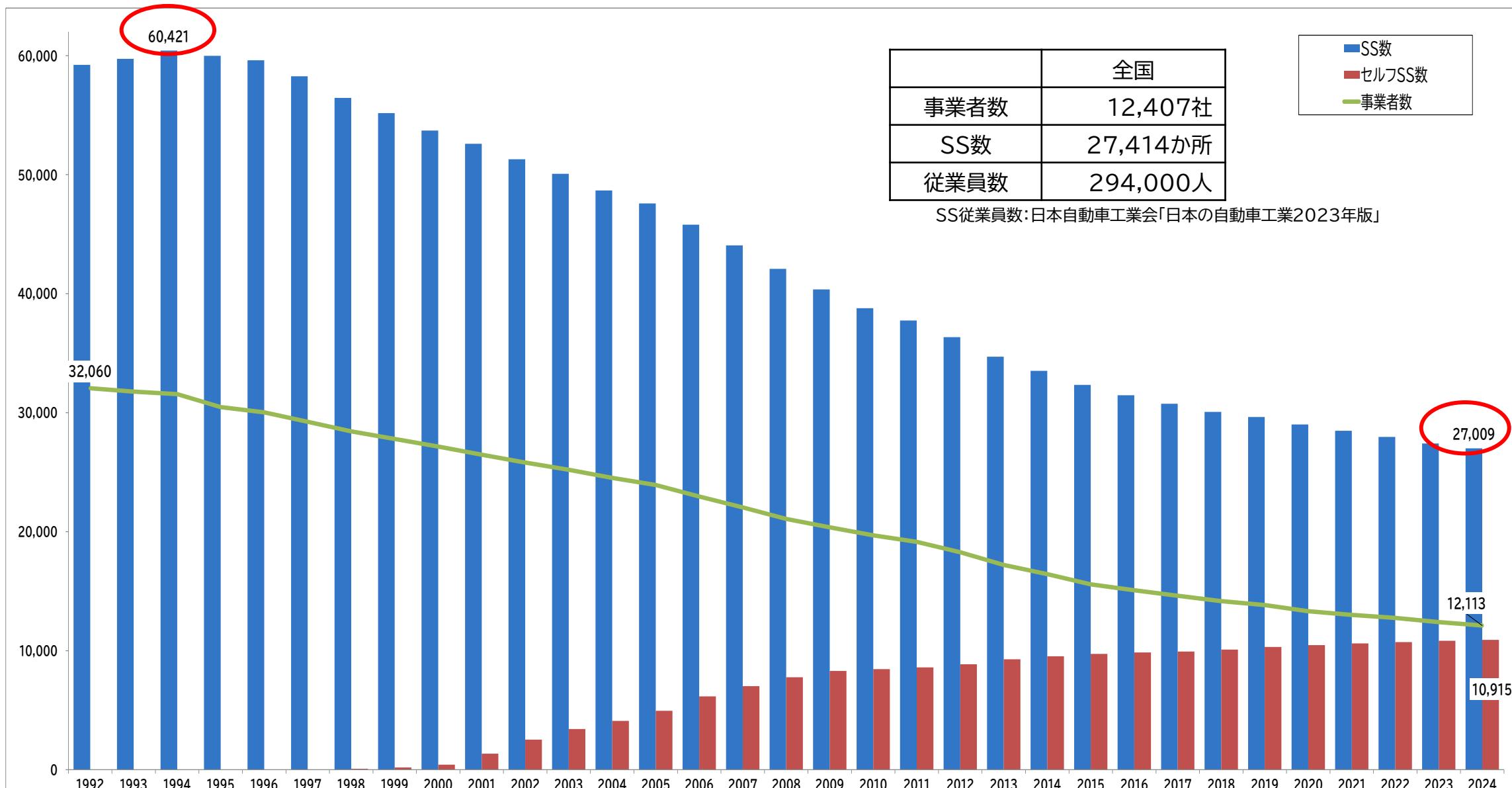
1-① 事業者・SS数の推移

◆SS数:27,009か所(2025年3月31日現在)

SS数はピーク時の 60,421カ所(1995年3月末)から 33,412カ所が廃止・撤退(▲55.3%)

※SS数・事業者数の推移(年度末)

(単位:か所、者)



(出所)SS数・事業者数:資源エネルギー庁燃料流通政策室。ヤルフSS数:石油情報センター

・セルフSS比率:40.4%
(2025年3月末)

1-② 石油関連規制と規制改革の推移

■石油関連規制と規制改革の推移

1962年7月	石油業法 原油輸入の自由化に対応、石油産業の基本法として制定	2001年12月	石油業法の廃止 需給調整規制の廃止
1973年12月	緊急時石油二法 国民生活安定緊急措置法／石油需給適正化法 石油危機の経験を踏まえて制定	2002年1月	石油の備蓄の確保等に関する法律(新石油備蓄法)
1976年4月	石油備蓄法 石油の安定供給確保の観点から制定	2009年2月	品確法の一部改正 特定加工業者の「登録制」「品質確認義務」
1977年5月	揮発油販売業法(揮販法) ガソリンなどの安定供給と品質管理の徹底などを目的として制定	2009年8月	エネルギー供給構造高度化法(高度化法) 石油代替エネルギー法の見直し
1986年1月	特定石油製品輸入暫定措置法(特石法) ガソリン・灯油・軽油を一定秩序のもとで輸入を促進する観点から制定	2010年7月	高度化法に基づく原油等の有効な利用に関する 石油精製業者の判断基準(1次告示) 重油分解装置の装備率を2013年度までに13%程度まで引き上げ
1987年7月	二次精製設備許可の弾力化	2010年11月	高度化法に基づく非化石エネルギー源利用の判断基準 2017年度までの揮発油に混和するバイオエタノールの利用目標量設定
1989年3月	ガソリンの生産枠(PQ)指導の廃止	2011年2月	地下貯蔵タンクの漏洩対策の義務付け
1989年10月	灯油の在庫指導の廃止	2012年11月	石油備蓄法改正 国内で発生した災害への対応等
1990年3月	SS建設指導と転籍ルールの廃止	2014年7月	高度化法に基づく原油等の有効な利用に関する 石油精製業者の判断基準(2次告示) 残油処理装置の装備率を2016年度までに50%程度まで引き上げ
1991年9月	一次精製設備許可の弾力化	2017年10月	高度化法に基づく原油等の有効な利用に関する 石油精製業者の判断基準(3次告示) 減圧蒸留残渣油処理率を2021年度に7.5%程度まで引き上げ
1992年3月	原油処理指導の廃止	2018年4月	高度化法に基づく非化石エネルギー源利用の判断基準 2022年度までの揮発油に混和するバイオエタノールの利用目標量設定
1993年3月	重油関税割当制度(TQ)の廃止	2020年4月	高度化法に基づく非化石エネルギー源利用の判断基準 2023～2027年度までの次世代バイオエタノールの利用目標量設定
1996年3月	特石法の廃止 石油製品の輸入自由化	2022年5月	エネルギー供給構造高度化法の改正 化石エネルギーの有効利用とエネルギー源の環境適合利用の両立
1996年4月	揮発油等の品質の確保等に関する法律(品確法) 揮発油販売業法の改正 ①強制規格、SQマークの導入 ②指定地区制度の廃止など	2023年4月	高度化法に基づくエネルギー源の環境適合利用の判断基準 2027年度までの揮発油に混和するバイオエタノールの利用目標量設定
1996年4月	石油備蓄法改正		
1997年7月	石油製品輸出承認制度見直し 包括承認制の導入・輸出の自由化		
1997年12月	SSの供給元証明制度の廃止		
1998年4月	有人給油方式のセルフSS解禁		

(出所)石油連盟「今日の石油産業2023」

1-③ SS過疎地対策について

【1】SS過疎地数・「SS過疎地対策計画」策定自治体数の推移

I. SS過疎地数の推移

※11年間で約115カ所増加

2025年4月9日 全石連

SS数	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
0カ所	7	8	10	11	12	10	9	10	10	10	8	10
1カ所	60	63	66	71	75	79	83	82	86	89	97	96
2カ所	81	81	96	100	101	103	104	107	109	112	114	122
3カ所	109	113	111	106	114	120	129	133	138	137	139	144
計	257	265	283	288	302	312	325	332	343	348	358	372

(出所) 資源エネルギー庁 ・SS過疎地 : SSが3カ所以下となった市町村。全国地町村数 (1,718) の21.6%がSS過疎地

II. 「SS過疎地対策計画」策定自治体リスト

※6年間でわずか10カ所(他、自主行動計画2件有 合計12カ所)

	自治体名	計画策定年度	設備整備等事業
1	宮城県七ヶ宿町	2018年度	
2	長野県天龍村	2018年度	
3	長野県壳木村	2018年度	
4	静岡県西伊豆町	2019年度	
5	徳島県那賀町	2019年度	
6	岐阜県白川村南部地域	2019年度	
7	福島県三島町	2021年度	2023年度事業
8	愛媛県久万高原町	2022年度	
9	宮崎県西都市	2023年度	
10	沖縄県東村	2023年度	
11	沖縄県多良間村	2024年度	

(出所)全石連調べ

(注)「国土強靭化年次計画2024」(2024. 7. 26)では、「SS過疎地等自治体におけるSS過疎地対策計画策定件数(累積)」の目標が2026年度で50件となっている。

2-① 奈良県吉野郡下市町及び吉野郡川上村について



2-② 自治体へのヒアリング(要望等)

○下市町役場

- 町内で唯一のガソリンスタンドが経営者が亡くなり閉鎖したことから、災害時の燃料供給を課題として認識し、ならコープへ営業を依頼する形で2024年10月からSS運営を開始した。
- 町の補助により、災害時に備えた灯油の備蓄促進として灯油缶(10L)を無料で配布。無料配布した灯油缶には特別価格で灯油の給油が出来る。町として、地方創成交付金を活用した割引券の発行も検討するなどSS経営を支援する取り組みを行ってきている。
- 町からSSへ運営費の補助は出していない。総務省の過疎債をSSのソフト面に利用できることは理解しているが、現状で過疎債はバス等の生活交通に使っているためその部分を削ることは難しく、SSへ利用するには現行の過疎債枠の増額が必要。

○川上村役場

- SSを運営する「(一社)かわかみライフ」が村民の生活支援として、移動スーパー・コープの宅配支援を行ってきてる。移動スーパーでの訪問時には看護師や歯科衛生士も同行し高齢者の見守りを強化するなど、燃料供給だけではなく、福祉的な側面からも村民の生活をサポートしてきている。福祉事業には村が運営費を補助している。
- SS単独の経営では成り立たず、地域活性化に向けた取り組みも併せてしていくことが必要であり、そういう活動には国や自治体が一体となって取り組むこと不可欠。村民や地元議会は、かわかみライフの上記のような取り組みに理解を示しており、村民の積極的なSS利用にも繋がっている。
- ローリー車両や地下タンクといった設備の劣化と入れ替え費用がSSの大きな経営課題。これらの設備更新には多額の費用が掛かるため、国や自治体からの継続的な補助金を希望。SSの経費のほとんどは人件費と車両・タンク費用であり、人件費の負担の軽減と、設備更新への補助があれば、自治体レベルでSSを守ることが可能になる。

2-③ 奈良県 過疎地SS(下市町・川上村)の状況



○ならコープ下市町SS

- ガソリンの月間販売量は30KL未満(2024年度全国平均134.6KL)。川向こうの廉売店(訪問当時156円)とは13円の価格差があるため、売り上げは伸び悩んでおり、ガソリン販売での採算確保は困難な状況。
- 灯油の配達が主な収益源となっており、店頭での販売より販売量が多い。顧客数は約60件程。

○かわかみライフ かわかみSS

- オープン当初(8年前)は周辺SSに合わせた価格設定を行っており赤字であったが、コンサルタントを招き販促活動等を強化。3年目以降は適正価格での販売を行うようにして黒字転換(からうじて赤字を回避)。村からの補助も廃止しSSは独立経営へ。
- 燃料油総数量での月間販売量は70~80KL程度。
- 売上は村民カード(5円引/L)の利用によるものが8割を占めており、地元住民による支えが非常に大きい。
- ならコープ下市町SSと同じ廉売店(道路距離約23km)の影響を受けており、当該SSとは23円の価格差がある。

3-① 能登半島地震における燃料供給確保の取組み

- 2024(令和6)年1月1日(月)16時06分、石川県能登地方を震源地とする「令和6年能登半島地震」が発生 (最大震度は、同日16:10の震度7(同県志賀町))
- こうした中、石川県石油組合のSS事業者等は、自ら被災しながらも、避難所や拠点病院等への燃料供給要請や移動電源車への供給など、石油元売等とも連携して、円滑な燃料供給に尽力



大阪府から災害応援に来ている消防車両に給油
(2024.1.2撮影／穴水町の中核SS)



配送センターに隣接したSSが緊急指定車両に燃料供給を継続(2024.1.6撮影／珠洲市内)



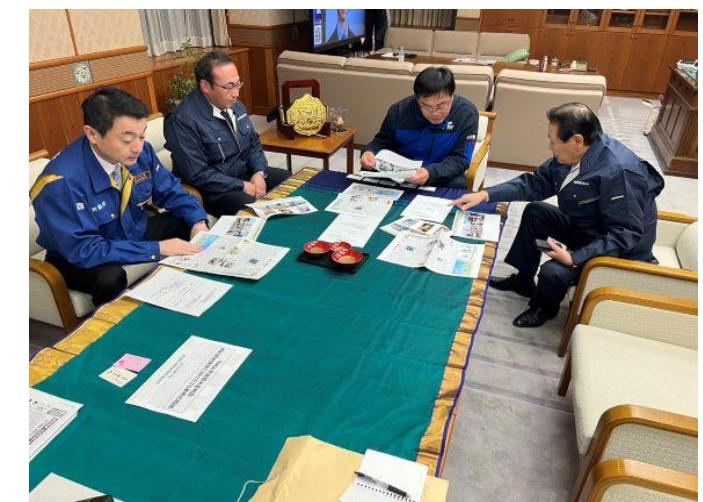
移動電源車用の軽油をドラム缶に注油するスタッフ
(2024.1.6撮影／輪島・珠洲地区)



海上自衛隊(災害派遣)艦船への燃料供給支援
(富山県石油組合提供:2024.1.11撮影)



19日ぶりに営業再開した銭湯にA重油を供給
(2024.1.30撮影／珠洲市)



馳知事(左から2人目)に説明する森全石連会長
左と中市石川県石副理事長(左から2人目)
(2024.2.3撮影)

3-② 【島根県石油組合】 島根県東部大雨で孤立した地域への燃料供給

- 2024年7月9日に発生した大雨で、**島根県東部地区へ通じる県道の一部が崩落し地区の235世帯が孤立状態となり、長期化した孤立状況の中、住民から燃料の枯渇に対する不安の声が上がり始めた**ことで、出雲市、島根県、県消防本部、島根県石油組合出雲支部が協議し、**孤立地区への燃料供給を実施**。第1回目となった7月25日は、石油組合関係者や市職員らが、携行缶に詰めたガソリンを軽トラックで迂回路を使って崩落現場近くまで運び、石油組合関係者や市職員等が歩いて携行缶を住民に届けた。
- 自動車への給油については安全を確保するため、**崩落現場から約4km離れた日御崎灯台駐車場に臨時の給油場所を開設し、住民らが携行缶で受け取ったガソリンを給油場所まで運び、危険物取扱者の有資格者である島根石商出雲支部のSS関係者が給油活動を行った**。

■令和6年7月豪雨災害日御崎灯台駐車場ガソリン給油販売業務報告書(出雲市防災安全部防災安全課)

1. 給油実績

回	日時	島根県石油組合出雲支部	給油者数	給油量
第1回	7月25日(木)	(有)出雲二見	29人	362L
第2回	8月2日(金)	マルサン石油(株)	30人	470L
第3回	8月8日(木)	ダイイチ(株)	13人	180L
計			72人	1,012L



2. ガソリン給油販売の流れ

業務従事者:県石油組合出雲支部7人、市職員30人、県職員6人 計43人



- ①県石油組合出雲支部のガソリンスタンドで、住民から予約を受けたガソリンを携行缶に給油(10又は20L)
②給油後、崩落現場・A地点(大社側)まで安全に運搬し、待機



- ③待機場所である崩落現場・A地点(大社側)から、SS関係者等が、住民が待つ崩落現場・B地点(日御崎側)まで、迂回路(約200m)を徒歩でガソリン携行缶を運搬



- ④日御崎灯台駐車場から崩落現場・B地点(日御崎側)に到着した住民に携行缶が引き渡され、
⑤住民は、再び、日御崎灯台駐車場まで徒歩で向かう



- ⑥日御崎灯台駐車場に到着した住民は市職員に携行缶を引き渡し
⑦島根県石油組合出雲支部組合員が、携行缶から車に安全にガソリンを給油(給油代金は現地で支払い)

3-③ 岩手県大船渡市山林火災における石油組合の燃料供給活動

岩手県石油組合・組合員SSが、消防車両や避難所への燃料供給活動に尽力

- 岩手県大船渡市で2025年2月26日から山林火災が発生し、市の面積の9%にあたる約2,900haが焼失、200棟以上の建物が被害を受けた。
- ・岩手県石油組合・大船渡支部は、市・消防からの要請で発生当初から消防車両および避難所への燃料供給活動に努めた。
- ・3月26日発災当日は、消防からの要請を受けて、支部長と支部事務局長がそれぞれ自ら軽油ローリーを運転して消火活動の前線基地まで向かい、消防車両の給油に備えて早朝まで待機。以降、前線基地でのローリー待機は3日間続けられた。
- ・市の要請を受けて、複数の避難所への暖房用灯油の配送にも尽力。配送は深夜・早朝まで及ぶことも。ポリ缶が不足したため支部員各社が協力し約40缶を避難所に貸し出し。
- ・陸前高田市や住田町などの周辺自治体では、県内外からの応援派遣部隊の拠点が設けられ、拠点近くの組合員SSは、詰め掛ける全国からの消防車両への燃料供給に尽力

⇒大船渡市や周辺地域に所在する組合員SSの尽力により円滑な燃料供給が行われた。

避難指示地区内のSS3か所は営業不可になった



円滑な燃料供給を可能とした要因

- 平成以降では国内最大規模の山林火災であり、地元自治体と消防は対応に追われる中、円滑な燃料供給が行えた要因として、大船渡支部の不断からの取り組みがあったものと考えられる。
- ・大船渡支部の組合員同士の結束力が高いことに加えて、各自が災害対応への責任感を日頃より強く持っていたこと。
- ・**平時からの官公需契約によって、支部内の連絡体制が整備されていたこと**、さらには大船渡市役所・消防と石油組合とが緊密な関係を築いており、燃料供給要請があった際も、これまでのホットラインによる迅速かつ的確な燃料供給ができたこと。
- ・例えは、**官公需契約により、避難所となった学校等へは、普段から納入している組合員が配送するなど、速やかに役割分担ができたことで確認作業や調整が最小限で済み、燃料供給体制がスムーズに構築できたこと。**



前線基地となった綾里小学校



応援派遣部隊の車両に給油する(有)横澤儀商店・世田米バイパスSS(住田町)



燃料供給のため綾里地区内を走行する車内より

3-④ 自治体との災害協定の締結／災害時を想定した訓練研修

1. 各都道府県石油組合の地方自治体との災害協定の締結を推進

- 全国の石油組合では、都道府県及び市町村との間で、災害時における燃料供給協定を締結し、災害時における燃料供給体制や平常時から相互の情報共有や情報交換等を行い、災害時等に備えた連絡体制を構築
- 災害協定を結ぶだけでなく、平常時からの連携が大切であり、その意味で官公需を地元の組合が受注することが重要だが、平時は県外の安売り業者から納入し、災害時だけ災害協定を盾に燃料供給を要請する、いわゆる「いいとこどり」の課題が存在

	都道府県	政令市	市(除・政令市)	町	村	特別区	計
締結数/地方公共団体数	47/47	15/20	347/772	225/743	17/183	15/23	666/1,788

(2025年8月末現在、全石連調べ)

2. 災害時を想定した訓練研修の実施

- 全国の石油組合では、災害時を想定した緊急車両に対する「実地訓練研修」や、自治体が実施する「総合防災訓練」への参加等により、災害対応能力の強化に積極的に取り組んでいる
- 2023年度参加実績:災害時対応実地訓練にはSS経営者・従業員を中心に719名が参加、自家発電機点検研修を1,594SS(発電機:1,641台)で実施



災害派遣艦艇への燃料供給訓練
(富山県射水市／2019.9.28)



臨時SSによる自衛隊車両への燃料供給訓練(島根県安来市／2023.10.29)



緊急車両への燃料供給訓練
(福岡県小郡市／2023.10.30)



緊急車両への燃料供給訓練
(広島県尾道市／2022.11.7)

3-⑤ 災害時における海上自衛隊呉地方総監部と関係石油組合との連携強化 —「災害時の呉地方隊と石油組合等連携協議会」を設立—

- 海上自衛隊呉地方総監部(広島県呉市)との災害協定は、これまで広島県石油組合や全石連四国支部などと個別に締結していたが、この度、**呉地方総監部の管轄地域に所在する中国・四国支部の関係石油組合(7組合)**との連携協議会が設立された。
(※)2025年2月25日、呉地方総監部において、「災害時の呉地方隊と石油組合等連携協議会」の設立総会を開催
- 協議会の目的は、**関係者が一体となって災害対策に取り組み、情報共有や実践的な災害訓練を実施**すること等により、**災害時における関係石油組合との協力体制を構築するとともに、災害協定の実効性の担保・強化**することにある。(広域連携の災害協定は全国初)

※協議会構成メンバー 2025.10.15現在

【会長】大野 徹 全石連中国支部長・広島県石油組合理事長 【副会長】三原英人 全石連四国支部長・愛媛県石油組合理事長
・海上自衛隊呉地方総監部
・岡山県石油組合、広島県石油組合、山口県石油組合、徳島県石油組合、高知県石油組合、愛媛県石油組合、香川県石油組合、
大分県石油組合、宮崎県石油組合、奈良県石油組合、和歌山県石油組合、大阪府石油組合

<協議会設立総会を開催(2025.2.25)>



連携協議会設立総会に参加した⑤から小林徳島専務理事、藤井高知専務理事、国東香川理事長、三原四国支部長・愛媛理事長、今野海上自衛隊呉地方総監部幕僚長、大野中国支部長・広島理事長、岡部山口理事長、野上岡山理事長、坂井全石連常務理事(2025.2.25／海上自衛隊呉総監部第1庁舎内)

<協議会設立後、初めてとなる災害訓練を実施(2025.3.17)>



宇品外貿埠頭に停泊中の海上自衛隊呉総監部所属の「輸送艦おおすみ」ヘローリーの搭載を行う際の手順や検証を行う災害実地訓練を実施
タンクローリーは(株)大野石油店が提供、広島市消防局も訓練に参加
(2025.3.17／宇品外貿埠頭(広島市南区))

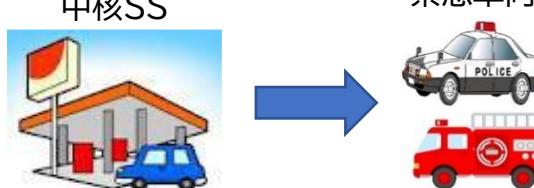
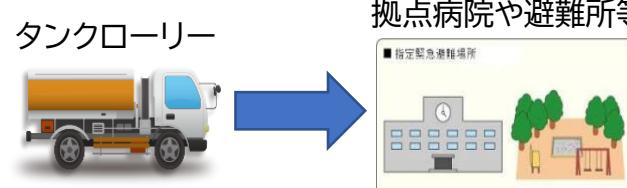
3-⑥ 中核SS・小口燃料配送拠点・住民拠点SSの整備

■ 中核SS・小口燃料配送拠点の整備 一東日本大震災の教訓一

- ◎2011年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて、国はSSや油槽所の災害対応能力の強化に着手
- ◎災害時に、緊急車両への優先給油を継続する「中核SS」及び拠点病院や避難所等への燃料配送を行う「小口燃料配送拠点」を全国に整備（補助率:2/3）
- ◎緊急車両向け拠点:中核SS 1,591カ所、重要拠点向け配送拠点(油槽所):小口燃料配送拠点 467カ所（2024年3月末現在）

■ 住民拠点SSの整備 一熊本地震の教訓一

- ◎2016年4月14日(前震)及び16日(本震)と断続的に発生した熊本地震では、熊本県を中心に九州各県において地震直後からSSに車の行列(渋滞)が発生し多くのSSで品切れ状態となつた。
- ◎このため、国は、災害時においても避難者・被災者の生活を支えるために不可欠な燃料供給拠点を確保すべく、自家発電機を備え地域住民の拠点となるSSの整備を5年かけて全国に整備（補助率:10/10）
- ◎また、ボランタリーアーSS(自社で自家発電機を設置したSS)の住民拠点SSへの登録も実施:計14,431カ所（2024年3月末現在）

	具体的役割	最低限求められる設備	役割のイメージ	設置数 (2024年3月末)
中核SS	<ul style="list-style-type: none"> ・営業可能情報、在庫情報 ・災害時において、国からの要請に対応して、可能な限り、緊急車両への優先給油を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備 ・情報通信機器 ・地下タンク大型化 		1,591カ所
小口燃料配送拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・営業可能情報、在庫情報 ・災害時において、国からの要請に対応して、拠点病院や避難所等に、可能な限り、灯油や軽油等を配送 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備 ・情報通信機器 ・タンクローリー ・地上/地下タンクの大型化や新增設 		467カ所
住民拠点SS	<ul style="list-style-type: none"> ・営業可能情報、在庫情報 ・災害時において、国からの要請に対応して、避難者や被災者の生活を支えるために不可欠な燃料を可能な限り供給継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備 		14,431カ所

3-⑦ 「満タン＆灯油プラス1缶運動」の推進 【自衛的備蓄の推進】

- 石油は災害時におけるエネルギーの「最後の砦」であり、ガソリンスタンドはその最前線で「地域におけるエネルギー供給拠点」としての役割を担っている。
- 一方、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、さらには2024年1月の能登半島地震などでは、発災直後のSS店頭においてガソリンや灯油等を買い求めるパニック・バイが度々発生し、渋滞の発生等により緊急車両の通行等にも支障が生じている状況。
- こうしたパニック・バイを防ぐ観点から、災害時に備えた自衛的備蓄(日頃からの石油製品備蓄)が非常に有効であることから、全石連・石油組合では、2017年度から、「満タン＆灯油プラス1缶運動」を全国展開し、消費者や需要家等向けの啓蒙活動を実施している。
- なお、満タン運動については、2017年度の実績を踏まえ、「国土強靭化アクションプラン2018」(2018年6月5日、国土強靭化推進本部決定／本部長・安倍首相:当時)において、**「自動車へのこまめな満タン給油や灯油買い置き等の自衛的燃料備蓄の普及啓発を推進する」とされたところ。**

【事業概要】

全石連:「満タン＆灯油プラス1缶運動」推進委員会

[主催]全国石油商業組合連合会、47都道府県石油商業組合

[協賛]石油連盟、公益社団法人全日本トラック協会、日本ガソリン計量機工業会

[後援]内閣府政策統括官(防災担当)、資源エネルギー庁、国土交通省



[実施期間]2017年度より実施 (2025年度で9年目)

[参加規模]ガソリンスタンド:20,646か所 元売ローリー:2,356台 トラック協会ローリー:1,019台 (台数は2018年度実績)

■PRツール「災害対策ハンドブック」



- ・災害への備えという観点で、食料や水のローリングストック、避難経路の確認、家具の転倒防止策などを紹介。
- ・災害時におけるSSの混乱や燃料配送が滞る事実を伝え、満タン運動を通じた燃料備蓄の重要性も併せてPR。
- ・各石油組合、石油連盟やメーカー等、防災関連施設へ本ハンドブックを納品し、各種イベントやセミナー、ショールームなどで配布いただいた。

■HP・SNS等での動画コンテンツの配信



- 興味関心動画
本運動に対して「理解」、「行動」につなげるためのきっかけとなるコンテンツとして、3.11を経験したSS事業者を取材した動画を作成



- 理解促進動画
若年層にも、「満タン運動」を楽しく伝える全石連発・業界初のガソリンスタンドアイドルユニットを結成し、話題性を創出

【参考】官公需に関する国の方針・計画

①中小企業者に関する国等の契約の基本方針

- 国は、毎年度、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下、基本方針)を閣議決定しているところ。
- 2015(平成27)年度の基本方針において、「中小石油販売業者に対する配慮」規定が初めて盛り込まれた(2015年8月28日閣議決定)。
- なお、本規定は、2015年度の基本方針で初めて制定以降、現行の2025年度基本方針まで継続して措置されている。

2025(令和7)年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針〈2025年4月22日閣議決定〉抜粋

3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(7) 中小石油販売業者に対する配慮

国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②及び④に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。
- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとすること等を十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記2(2)①に掲げる分離・分割発注を行うこと。

②新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版

- 国は、2025年6月13日、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」を閣議決定した。
- 官公需における価格転嫁についての施策において、災害協定を締結する石油組合との随意契約の活用について盛り込まれた。

1.官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

(1)官公需における価格転嫁策の強化

④的確な発注のための具体的な取組

1.物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

□ 官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

□ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。